

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第4区分
 【発行日】令和7年5月14日(2025.5.14)

【国際公開番号】WO2024/048665
 【出願番号】特願2024-544340(P2024-544340)

【国際特許分類】

C 2 3 C 28/00(2006.01)

C 2 3 C 2/06(2006.01)

C 2 3 C 22/08(2006.01)

10

【F I】

C 2 3 C 28/00 C

C 2 3 C 2/06

C 2 3 C 22/08

【手続補正書】

【提出日】令和7年2月26日(2025.2.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一方の板面に、高さ3.0mm以下の凸部及び平坦部が設けられた素地縞鋼板と、
 前記素地縞鋼板の凸部及び平坦部が設けられた板面に配された、亜鉛系合金層を含むめ
 っき層と、

前記めっき層の表面に設けられた化成処理皮膜層と、
 を有し、

前記素地縞鋼板の前記平坦部における前記化成処理皮膜層の膜厚は、片面当たり0.1
 0 ~ 5.00 μm であり、

前記素地縞鋼板の前記平坦部と前記凸部との前記化成処理皮膜層の膜厚比率（前記平坦
 部の前記化成処理皮膜層の膜厚 / 前記凸部の前記化成処理皮膜層の膜厚）は、0.2 ~ 5
 .0である、

めっき縞鋼板。

【請求項2】

前記素地縞鋼板の前記平坦部と前記凸部との前記化成処理皮膜層の膜厚比率は、0.4
 以上1.5以下である請求項1に記載のめっき縞鋼板。

【請求項3】

前記素地縞鋼板の前記平坦部と前記凸部との前記化成処理皮膜層の膜厚比率は、0.2
 以上0.8未満、又は1.5以上5.0以下である請求項1に記載のめっき縞鋼板。